

北九州市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例等の 一部改正について

1 改正の理由

児童福祉法等の一部を改正する法律及び関連府省令の公布等に伴い、
(1) 地域限定保育士、(2) 保育所等の職員配置に係る特例、(3) 保育所等における健康診断、(4) 乳児等通園支援事業の設備及び運営の基準の改正に関する条例の規定整備等を行う。

2 改正の内容

(1) 地域限定保育士に関する改正

令和7年4月25日に「児童福祉法等の一部を改正する法律（令和7年法律第29号）」が公布され、国家戦略特別区域に限り認められていた地域限定保育士制度が一般制度化された。それに伴い、同年9月10日に「児童福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴うこども家庭庁関係内閣府令の整備等に関する内閣府令」が公布され、各運営基準について、同制度に係る改正が行われたため、関係する下記の6条例について改正を行う。

- ・北九州市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例
- ・北九州市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営の基準に関する条例
- ・北九州市放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例
- ・北九州市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例
- ・北九州市認定こども園の認定要件に関する条例
- ・北九州市乳児等通園支援事業の設備及び運営の基準に関する条例

(2) 保育所等の職員配置に係る特例に関する改正

保育所等に配置する保育士等の配置基準については、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）、幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準（平成26年内閣府・文部科学省・厚生労働省令第1号）及び家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第61号）に従い条例で定めるものとされているが、これらの省令中に規定されている保育所等の職員配置に係る特例について、保育士不足が続いている現状等を鑑み、本市でも適用するため下記の4条例について改正を行う。

- ・北九州市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例
- ・北九州市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営の基準に関する条例
- ・北九州市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例
- ・北九州市認定こども園の認定要件に関する条例

(3) 保育所等における健康診断に関する改正

令和7年9月16日に「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部を改正する内閣府令」（令和7年内閣府令第82号）が公布され、各保育所等におけるこどもの健康管理の円滑な実施に資するよう、母子保健法（昭和40年法律第141号）第12条又は第13条に規定する健康診査の内容が保育所等の健康診断の全部又は一部に相当すると認められ、かつ、保育所等の長等がその結果を把握するときは、当該健康診断の全部又は一部を行わないことができることとされたことに伴い、下記の2条例について改正を行う。

- ・北九州市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例
- ・北九州市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例

(4) 乳児等通園支援事業の設備及び運営の基準の改正

乳児等通園支援事業の設備および運営の基準は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第34条の16第1項の規定により、条例で定めることとなっており、また、同条第2項により、条例を定めるに当たっては、内閣府令（乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準（令和7年内閣府令第1号。以下「府令」という。））で定める基準に従い、または基準を参酌するものとされている。

令和7年11月14日に府令が改正され、乳児等通園支援事業の利用定員について、乳児及び幼児の区分ごとの定員から、区分をなくしたもののへ緩和されたこと等に伴い下記の条例について改正を行う。

- ・北九州市乳児等通園支援事業の設備及び運営の基準に関する条例

3 施行期日

令和8年4月1日